

自治の意義(八)

Y R 生

その論文には、
脱、地方共同の利益を尊
達せしめ衆庶臣民の幸福
を増進することを欲し隣
保團結の舊慣を存重して
益之を擴張し更に法律を
以て都市及町村の権義を
保護するの必要を認め
に市制及び町村制を裁可
し之を公布せしむ

とあり而して明治廿三年四
月一日より施行せらるゝこ
とへなつた、
市町制は其後時勢の遷延
につれて數回の改正を見た
がそのうちで大正十五年の
改正は最も重要なものであ
つたそれは衆議院議員の選
舉に普通選挙制が採用せら
れた、結果であつて市町村
の公民権の資格に從來の納
稅の要件が徹廢されたこと
とを知るのである即ち
(一)は市町村は國の行政上
の区域であつて市役所、町
役場は國家の行政廳となり
て戸籍や徵兵の事務を掌つ
てゐる
(二)は市町村は又公法人で
自ら權利義務の主體となり
市役所や町村役場では此の
公法人の事務所として市會
町村會の決議した事柄を執
行してゐるのである

きわい新
き
市町村(公法人)
市町村制第二條に「市町
村は法人とする」と規定され
てあるがこれによつて市町
村は二つの意義を有すること
である

日本石油
株式會社
ガソリン
モビール油
支店
茨城縣
郡山市
電話三三八
支店
茨城縣
郡山市
電話七三三
所張
出油槽所
平町四丁目
郵便局
電話平七三
○四六六一電話町平城磐

